

IV 生活支援について

1 老後の生活支援（経済的支援）

中国残留邦人等は、長期にわたり中国等に残留せざるを得なかつたことから、日本語が不自由なため就労が困難であり、年金保険料を帰国前の期間について追納できないばかりか帰国後の期間も納付することができず、年金の支給を受けられない事態が生じており、老後の備えが不十分な者が多い状況にあつた。

このような特別な事情を踏まえ、老後生活の経済的安定が図れるよう、支援法を一部改正し、平成20年4月から「満額の老齢基礎年金等の支給」と、「支援給付の支給」を行つてゐる。

（1）満額の老齢基礎年金等の支給

ア 対象＝特定中国残留邦人等

中国残留邦人等のうち、以下の要件に該当する者が対象となる。

- (ア) 抱出制年金制度の対象となる、明治44年4月2日以降に出生した者
- (イ) 戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に出生した者（※）
- (ウ) 抱出制年金制度が施行された、昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した者
- (エ) 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者

※これに準ずる事情のある者として厚生労働大臣が認める者を含む。ただし、申請資格は老齢基礎年金等の被保険者期間を終了した満60歳以上となるので注意されたい。

イ 満額支給のための一時金の申請

特定中国残留邦人等が満額（※）の老齢基礎年金等を受給することを可能とする為、帰国前の期間を含めた被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し本人に代わって日本年金機構に追納することにした。

なお、既に本人が保険料を自ら納付（拠出）している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することになる。

「一時金」の支給には本人からの申請手續が必要となっており、平成20年1月から開始された申請に対し、平成25年3月末までに6,166名に対し支給決定を行つた。

※満額は本人の被保険者期間の状況、生年月日等により異なる。

ウ 老齢基礎年金等

満額支給の対象となる老齢基礎年金等とは、新国民年金法（昭和60年改正法）による「老齢基礎年金」と改正前の旧国民年金法による「老齢年金」の2つであり、大正15年4月2日以降に出生したものは、概ね「新法」、それ以外の者は「旧法」の適用となる。

旧法適用者は、新法適用者と比較して、以下の差異が生じる。

①満額は生年月日により異なる。

②一時金の算定対象となるのは老齢年金（国民年金）の被保険者期間のみとなるため、厚生年金等の被用者年金の被保険者期間は納付済期間であってもその期間の保険料相当額は本人に支給されない。

エ 一時金支給決定後の年金の額改定と受給について

老齢基礎年金等を受給中の者に対する一時金の支給決定（保険料の代理追納）後の年金の額改定は、「申請受理日の翌月」に行なわれ、最も早い者で平成20年4月支給分から反映されている。

老齢基礎年金等の受給権は原則的に満65歳で発生するが、支給開始に際しては「裁定請求」手続が必要となるので、特定中国残留邦人等の年齢と受給状況に注意の上、各都道府県、市では、請求指導に配慮願いたい。

なお、一時金の支給決定以前に線上受給（65歳以前からの減額受給）を開始している者は、本人の申出により65歳以前に受給した年金総額と65歳以降に満額受給する（した）年金額を相殺する調整を行い、調整終了後は満額が受給できるよう措置している。



オ 従前の国民年金特例措置

中国残留邦人等の永住帰国前の中国等居住期間を保険料免除期間とする「国民年金の特例措置」（平成8年4月から実施）は、一時金の支給決定に際しても、その額算定に要する被保険者期間を確認する前提となることから、引き続き「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」の交付を要する。

この証明書交付に係る申請は、本人から都道府県に申出があった場合に、平成8年3月26日付社援発第214号「国民年金に係る特例措置対象者回答申出のために必要な永住帰国した中国残留邦人等であることの証明について」により、速やかに対応願いたい。

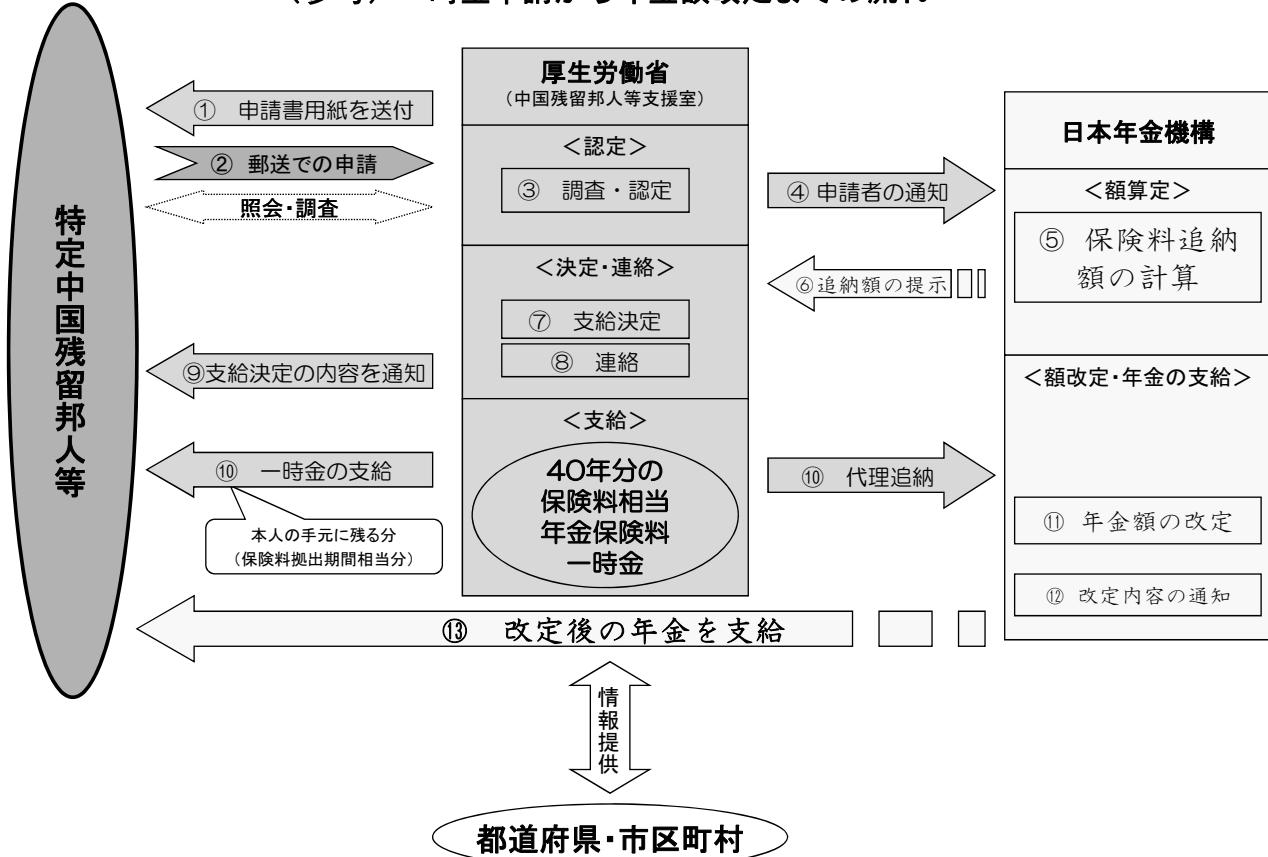
カ 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給は、権利を取得した日から5年経つと、申請ができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、平成24年12月31日までであった。

各自治体には、制度周知の広報やポスター・リーフレットの掲示、対象見込み者の所在調査及び未申請者に対する戸別訪問による申請案内などに協力いただいたところである。

今後も、一時金の申請期限を迎える未申請者に対する申請案内など、時効失権の防止に努めていくが、各自治体には引き続き協力をお願いしたい。

(参考) 一時金申請から年金額改定までの流れ



国民年金の特例等(老齢基礎年金等の満額支給)

- ① 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者(以下「特定中国残留邦人等」という。)は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間も、保険料を追納することができる。
 ② 国は、特定中国残留邦人等に対して、全期間(最大40年分)の保険料相当額の一時金を支給し、その中から保険料追納分を控除して、当該中国残留邦人等に代わって保険料を納付する。

帰国前と帰国後の期間の追納を認め、追納保険料は国が負担

(改正法13条2項)

一時金の支給(改正法13条3項)

国が代わって保険料を納付(改正法13条4項)

中国残留邦人等

